2　発熱等の気になる症状が生じた時の医療機関の受診等について（令和５年５月８日以降）

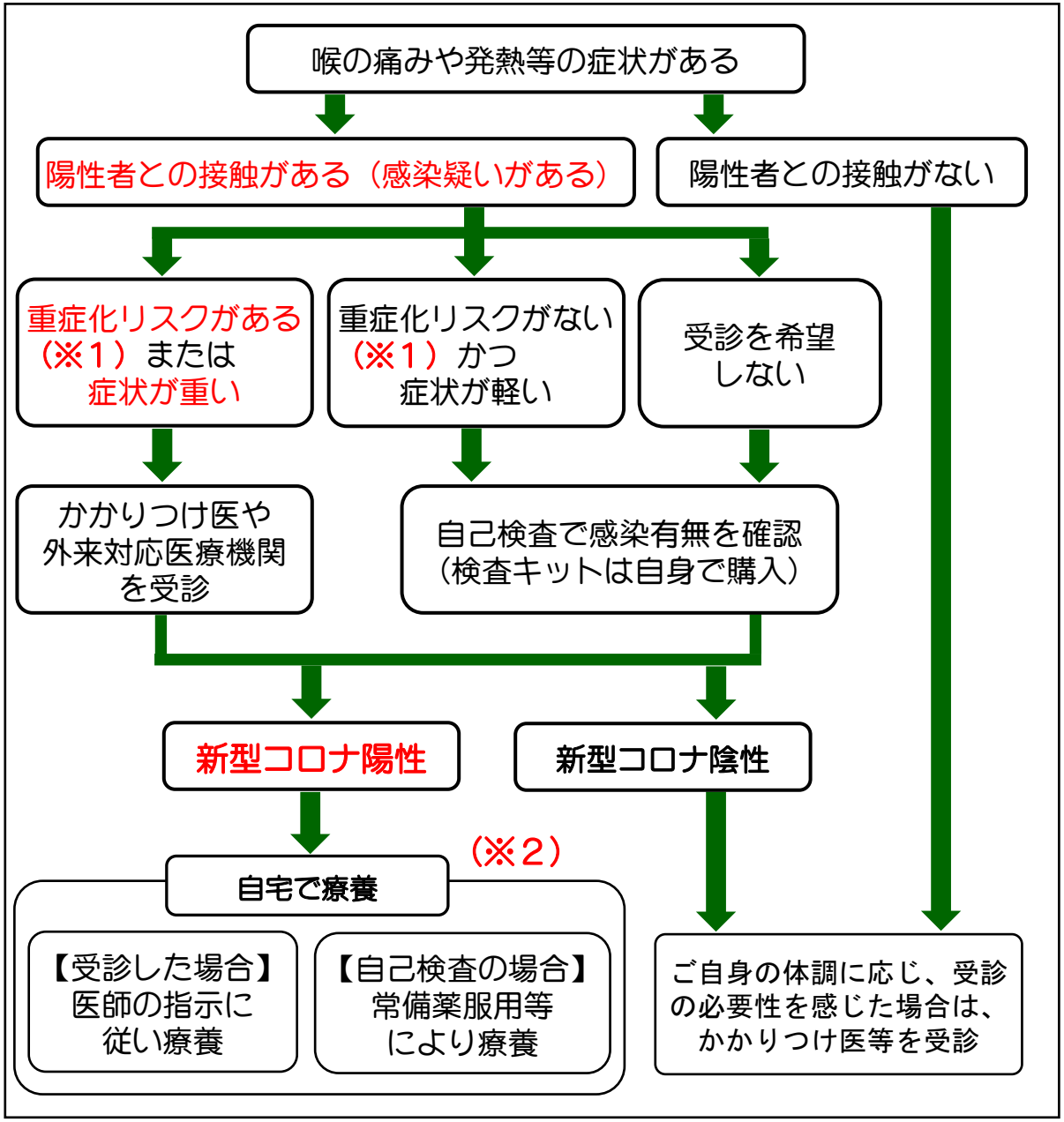

（※１）重症化リスクがある方
①65歳以上の高齢者　②基礎疾患を有する方　③妊婦

（※２）５月８日以降の政府が推奨する療養期間の考え方

	発症日	発症後						
	０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目
発症後１日目に軽快	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後				療養終了（出勤等再開可能）	
発症後２日目に軽快	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後			療養終了（出勤等再開可能）	
発症後３日目に軽快	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後		療養終了（出勤等再開可能）	
発症後４日目に軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後	療養終了（出勤等再開可能）	
発症後５日目に軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後	療養終了（出勤等再開可能）

○**発症日の翌日から10日間経過後までは、ウイルスの排出が見込まれます**ので、**不織布マスクの着用や、高齢者等ハイリスク者との接触を控える**等、周りの方へ感染させないよう配慮しましょう。
○**外出を控えるかどうかは個人の判断となります**が、社会全体の感染拡大防止のためご協力をお願いします（法律に基づく外出自粛は求められません）。

○受診先など各種相談は県コールセンター
「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」
までお問合せください（年中無休２４時間対応）
☎０５７０－０６５－９６５
※令和５年５月８日午前０時～運用開始
※ 通話料金は、電話をかけた方の負担となります。

詳しくは県ホームページ「青森県　新型コロナ」で検索
（https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/covid19.html）